

会社は適切な会計処理に基づいて決算書を作成し、銀行や株主などの利害関係者に企業の真の実態を報告しなくてはならない、という考え方です。

②正規の簿記の原則
会社はすべての取引を証拠資料に基づいて系統的・組織的に会計帳簿に記録しなくてはならない、といふ考え方です。

③資本取引・損益取引区分の原則
資本取引とは資本の増減や配当の支払いなどの取引のことで、利益に影響が出ない項目のことです。それに対して損益取引とは、売上や仕入など利益計算の根拠となる取引のことです。

これらを混同すると正しい利益が計算できず、利益操作につながるおそれがあるため区別しなくてはならない、という考え方です。

④明瞭性の原則
分かりやすい決算書を作成するため、収支を記載する、費用と収益を対応させる、科目を分かりやすく配列するなど、工夫しなくてはならない、といふ考え方です。

⑤継続性の原則
平井会計事務所 横田

会社は適切な会計処理に基づいて決算書を作成し、銀行や株主などの利害関係者に企業の真の実態を報告しなくてはならない、といふ考え方です。

②正規の簿記の原則
会社はすべての取引を証拠資料に基づいて系統的・組織的に会計帳簿に記録しなくてはならない、といふ考え方です。

③資本取引・損益取引区分の原則
資本取引とは資本の増減や配当の支払いなどの取引のことで、利益に影響が出ない項目のことです。それに対して損益取引とは、売上や仕入など利益計算の根拠となる取引のことです。

これらを混同すると正しい利益が計算できず、利益操作につながるおそれがあるため区別しなくてはならない、といふ考え方です。

④明瞭性の原則
分かりやすい決算書を作成するため、収支を記載する、費用と収益を対応させる、科目を分かりやすく配列するなど、工夫しなくてはならない、といふ考え方です。

⑤継続性の原則
平井会計事務所 横田

CHECK

練習問題に挑戦！



【第1問】会社法上、計算書類に該当しないものは、次のうちどれですか。

- ①貸借対照表
- ②株主資本等変動計算書
- ③個別注記表
- ④キャッシュフロー計算書

【第2問】企業会計原則の一般原則に該当しないものは、次のうちどれですか。

- ①正規の簿記の原則
- ②明瞭性の原則
- ③実現性の原則
- ④継続性の原則

検定3級対応！

初步から学ぶ

財務

平井会計事務所 横田

平井 満広



平井会計事務所 横田

平井 满广

STUDY

会社法の計算書類と企業会計原則

会社の新古実態を把握するためには「財務」の知識が不可欠です。この連載では、財務の基礎を分かりやすく紹介していきますので、基本的な仕組みや用語をしっかりと理解してください。

①貸借対照表
貸借対照表とは、例えば1年などの1会計期間における、会社の経営成績を明らかにする書類です。売上や受取利息配当金、固定資産売却益といった「すべての収益」と、これに対応する売上原価や販売管理費、支払利息といった「すべての費用」を記載して、最後に当期純損益を計算します。これはP/L (Profit and Loss Statement)とも呼ばれます。

会社法は適切な基準の範囲で自由に会計処理等を選択することができますが、毎年の基準が異なると、決算書の比較が難しかったり、利益操作につながるおそれがあります。そのため、一度選んだ基準は理由もなく勝手に変更してはならない、という考え方です。

②純資産の変動を示す計算書類
株主資本等変動計算書
株主資本等変動計算書とは、「会計期間における純資産(株主から出資を受けた資本なら)の変化」に対する右側(貸方ともうづ)には買掛金、借入金などの「資本」に

動員」と「変動した理由」を明らかにする書類です。新株の発行によって増資された額や、利益剰余分として支払った配当額などを記載します。

③個別注記表
企業会計原則とは、①~③の計算書を作成する際に採用した会計処理や表示方法など、その他の補足情報をとりまとめた書類です。

④企業会計原則
個別注記表とは、実務の慣習を参考にして、公平であると一般的に考えられている会計の処理方法等を要約した基準のことです。これは法律ではありませんが、すべての会社が会計処理の際に従わなければならぬとされています。

企業会計原則には、企業会計全般の基本的な考え方方が書いてある「一般原則」と、貸借対照表や貸付対照表を作成する際の具体的な会計処理や表示方法等が書いてある「損益計算書原則」「貸借対照表原則」があります。「一般原則では、次の2つを定めています。

①眞實性の原則
こうした事態を防ぐために、収益は確実なものだけ、費用や損失を誤ったり、配当原資が確保できなくなります。

②明瞭性の原則
実なモノが含まれていると、判断を誤ったり、配当原資が確保できなくなっています。

検定3級対応!

初步から学ぶ 財務

平井 満広



STUDY

貸借対照表の仕組みと 流動・固定の分類

今回は、決算書のうち「貸借対照表」について勉強します。

貸借対照表とは

貸借対照表とは、「定期日（決算日など）における会社の財政状態を示すために「資産」「負債」「純資産」を記載した帳類です。

資産とは、資金、資金化できる権利、資金の使い道のこと、現預金、受取手形・売掛金、有価証券、土地などがあります。負債とは、他人から譲渡したモノの代金や、将来返すべきお金などの負担のことです。支払手形・買掛金や借入金・社債などがあります。純資産とは、資産から負債を引いた差額のことで、純資産がマイナスの状態を債務超過といいます。

貸借対照表は、図表1のような構成になっています。

金といった販売代金の回収方法、販売目的に他社から購入した商品や自社製品の製品（完成品）、仕掛品（完成途中）といった棚卸資産などが流動資産、支払手形や買掛金といった購入代金の支払方法などが、流動負債となります。

建設業では、売掛金・完成工事未収金、未収金、前受金、完成工事受入金、仕掛品・未完工事支出金、買掛金・工事未払金などの特別な科目名を使用する場合があります。

なお、投資活動である設備の投資や売却、財務活動である貸付金や借入金などは、正常営業循環基準には含まれません。

健全性判断のための情報源

貸借対照表は、図表1のよう

な構成になっています。

貸借対照表は、図表2の手順で

判断します。例えば売掛金は、基

本的には正常営業循環基準で流動

して破産重生債務等になった場合

には、通常の取引の流れ

から外れ、ワン・イヤー・ルール

を行なうことができます。

貸借対照表では、基本

的に流動性の高い項目か

ら順番に記載します。資

産は流動資産→固定資産

の順、負債は流動負債→

固定負債の順に記載しま

す。この記載方法を流動

性配列法と呼びます。

（流動・固定分類）

会社の倒産リスクを判断するに

は、「現金化までのサイクルが短

い資産」と「支払期日までのサイ

クルが短い負債」のバランスがと

ります。

貸借対照表は、会社の健全性を

判断するための有益な情報源で

あります。会社の総合的な損益や借入金

に依存している割合、場合によつ

ては粉飾決算の痕跡などを読み取

ることができます。

とで、創立費や開業費などがあり

ます。

貸借対照表は、会社の健全性を

判断するための有益な情報源で

あります。会社の総合的な損益や借入金

に依存している割合、場合によつ

ては粉飾決算の痕跡などを読み取

ることができます。

とで、創立費や開業費

検定3級対応!

初步から学ぶ 財務

平井 満広



STUDY

受取手形・有価証券との記載方法

今回は、貸借対照表の資産の部の「受取手形」と「有価証券」について勉強します。

受取手形

手形とは、後日商品の販売代金を支払ってもらう約束として、取引先から受け取る証券のことです。手形は流通性が高いのです。手形を振り出した会社が期日にお金を受け取る場合は、受け取った会社に支払いの責任が回ります(これを「手形の譲り受け手形」という)。このような特殊な性質から、貸借対照表では他の売上債権(売掛金)とは区別して記載します。

B/Sには手持手形のみ記載
貸借対照表(決算日など)時点で、会社が手持ちで保有している手形の残高は、貸借対照表では「受取手形」と記載します。

手形の記載

手持手形	割引手形	裏書手形
------	------	------

B/S「受取手形」に記載 「注記表」に記載

有価証券

貸借対照表の「有価証券」とは、国債や社債などの債券、株券や投資信託の受益証券などのことを記載します(図表)。

①売買目的有価証券

売買目的有価証券とは、会社が時価の変動で利益を得るために保有する有価証券のことです。「将来上がりしたら売ろう」と持らなければなりません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券とは、会社が満期日まで保有することを目的とした、国債などの債券のことです。満期保有目的の債券は、満定期間(支払いが約束された金額)を受け取ることが確定的ため、時価の変動リスクはありません。そのため、決算日時点で保有している満期保有

目的の債券は、原則取得原価で貸借対照表に記載します。

なお、債券は利年や期日を基準にして額面金額よりも低い価格で購入できることがあります。この場合、差額が金利の調整と考えられるときは、金利相当額を反映させた原価(償却原価)で、貸借対照表や損益計算書に計上します。

③子会社株式・関連会社株式

子会社株式や関連会社株式とは、他の会社を支配する目的で保有している株券のことです。事業拡大や経営効率化のために購入する場合が多く、売却・換金することはほとんどありません。

そのため、決算日時点で保有しているこれらの株式は、原則取得原価で貸借対照表に記載します。

持合株式の差額は純資産の部

④その他有価証券

その他の有価証券とは、①～③に該当しない有価証券のことです。会社が金融機関や取引先との関係

CHECK

練習問題に挑戦!



[第1問] 下記から算出した手持受取手形の額として、正しいものはどれですか。

(単位:百万円)

(貸借対照表より)	受取手形	4200
(注記表より)	割引手形	1600
	裏書手形	300

- ①6100 ②4200 ③2300 ④1900

[第2問] 下記から算出した有価証券の評価額として、正しいものはどれですか。

(単位:千円)

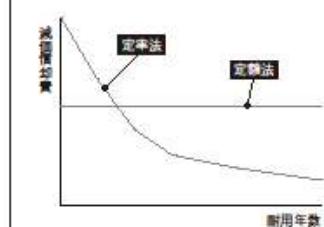
(銘柄)	(種類)	(取得原価)	(時価)
A株	売買目的	6000	3000
B株	子会社株式	4000	5000

- ①10000 ②8000 ③7000 ④11000

●減価償却費の計算式とイメージ

(計算式)
定額法 → 取得原価 × 傷却率 × 使用月数 / 12
定率法 → 未償却残高 × 傷却率 × 使用月数 / 12

(イメージ)



棚卸資産をまず原価で計算して、最後に「原価率」をかけて原価を計算する方法です。あくまで概算計算であり、原価率を計算する際に、人によって判断が異なる可能性があります。

「恣意性」ということがあるため、小売店などのように取扱品種が多く、個別の単価計算が難しい業種に限って認められます。

<減価償却の方法>

建物や機械など長期間にわたって使用する資産(=固定資産)は、買ったとき一度に新設する、毎期の利益が正しく計算でき

ます。

棚卸資産をまず原価で計算して、最後に「原価率」をかけて原価を計算する方法です。あくまで概算計算であり、原価率を計算する際に、人によって判断が異なる可能性があります。

「恣意性」ということがあるため、小売店などのように取扱品種が多く、個別の単価計算が難しい業種に限って認められます。

<減価償却の方法>

定額法は利益が比較しやすい

主な減価償却の方法に、定額法と定率法があります(図表)。

- ①定額法
- 定額法とは、耐用年数の期間中、毎期均等に減価償却費を計上する方法です。定額法は経費が平準化され、各年の利益が比較しやすく、定期的に減価償却費を計上する方法です。定率法は新設を前提として計上でき、節税効率(税金還元)があります。

CHECK

練習問題に挑戦!

【第1問】期末に商品が150個残りました。商品受払記録が下記の場合、先入先出法で算出した期末商品棚卸高として、正しいものはどれですか。

●商品受払記録

前期総額	110万円/100個	①160万円
仕 入: 250万円/250個	②170万円	
売 上: 300万円/200個	③165万円	
仕 入: 360万円/300個	④180万円	
売 上: 450万円/300個		

【第2問】器具備品に関する下記の資料から算出した、平成22年3月期決算での減価償却費の額として、正しいものはどれですか。(償却方法は定率法、決算は年1回とする)

●資料

取得日	: 平成20年4月1日	①60万円
未償却残高	: 150万円	②150万円
償却率	: 0.500	③75万円
		④30万円

検定3級対応!

初步から学ぶ

財務

平井 満広

平井会計事務所
税理士STUDY
棚卸資産の算出と
減価償却の方法

今回は、「棚卸資産」と「減価償却の方法」を紹介します。

棚卸資産は、販売目的で他人に貸す場合に記録しておき、期末に残った棚卸資産の原価を工場用消耗品・貯蔵品・自社で短期間に使う物品(製品)・未完成の製品(仕掛品)・半製品・製品を作るために必要な物品(原材料・工

具)から買った品物(商品)、自分で作った品物(製品)・未完成の製品(仕掛け品)・半製品・製品を作るために必要な物品(原材料・工具や、建築会社が請負物件のために入金額を一定の方法で使用期間(=耐用年数)に配分して新規に支払う建築費用(未成工事支出金)も棚卸資産に含まれます。したがって、不動産会社が購入する土地や建物などの販売用不動産や、建築会社が請負物件のために入金額を一定の方法で使用期間(=耐用年数)に配分して新規に支払う建築費用(未成工事支出金)も棚卸資産に含まれます。

なお、販売目的でなく、自社で長期間にわたり使う物品は、固定資産となります。

期末まで会社が保有している棚

りに合わない場合が多いなどの理由で、平成22年4月1日以降に開始する事業年度から認められなくなりました。

後入先出法は、実際のモノの流れに合わせて計算する方法です。この方法だと、損益計算書の売上原価は古い単価で計算されます。

後入先出法とは、後に取得したものから順次先に払い出され、期末に残った棚卸資産は最も古く取得したものと仮定して計算する方法です。この方法だと、貸借対照表の売上原価を算出し、期末に残った棚卸資産の単価を平均原価で計算する方法です。平均原価法には、最後にまとめて計算する方法です。この方法だと、貸借対照表の金額は決算日の時価に近い單価で計算されます。

平均原価法とは、期末に残った

棚卸額は単価×数量で算出
②先入先出法
③後入先出法
④平均原価法
⑤在庫進元法

②先入先出法
先入先出法とは、先に取得したものから順次先に払い出され、期末に残った棚卸資産は最も新しく取得したものと仮定して計算する方法です。この方法だと、貸借対照表の金額は決算日の時価に近い單価で計算されます。

③後入先出法
後入先出法とは、後に取得したものから順次先に払い出され、期末に残った棚卸資産は最も古く取得したものと仮定して計算する方法です。この方法だと、貸借対照表の金額は決算日の時価に近い單価で計算されます。

④平均原価法

平均原価法とは、期末に残った

棚卸額は単価×数量で算出

⑤在庫進元法

在庫進元法とは、期末に残った

検定3級対応!

初步から学ぶ 財務

平井 満広



や会員登録の手順を説明するため、総延資産に計上できる項目は次の5つに限定されています。

①株式支払費

株式支払費とは、株式募集のための広告費、証券会社等の取扱手数料、株券等の印刷費など株式を交付するためにかかる費用です。

株式支払費は原則、支払時に費用処理しますが、事業を拡大する目的で資金調達したときの費用などは、例外として総延資産にすることができます。総延資産とした金額は、株式交付のときから3年以内に定額法により償却します。

②社債発行費

社債発行費とは、社債募集のための広告費、証券会社等の取扱手数料、社債券等の印刷費など社債を発行するためにかかる費用をいいます。社債発行費は原則、支払時に費用処理しますが、総延資産とすることがあります。社債の償還期間で利息法（金利を加味した配分計算）や定額法により償却します。

③創立費

創立費とは、定款等の作成費

を設立するための費用をいいます。創立費は原則、支払時に費用処理しますが、総延資産とすることがあります。総延資産とした金額は、会社設立のときから5年以内に定額法により償却します。

④開業費

開業費とは、会社を設立してから営業を開始するまでに支払った費用のことです。開業準備にかかる費用のことで、開業準備にかかる広告宣伝費や人件費などが該当します。開業費は原則、支払時に費用処理しますが、総延資産に計上することもできます。総延資産とした金額は、開業のときから5年以内に定額法により償却します。

⑤開発費

開発費とは、新技術等の採用や開発費の開発、市場開拓のために支出した費用のことです。開発費は原則、支払時に費用処理しますが、総延資産とすることもできます。総延資産とした金額は、支出のときから5年以内に定額法により償却します。

CHECK

練習問題に挑戦！



【第1問】無形固定資産に該当しないものは、次のうちどれですか。

- ①のれん
- ②建設仮勘定
- ③電話加入権
- ④借地権

解説欄

【第2問】総延資産の償却期間について、誤っているものは次のうちどれですか。

- ①開業費は、開業のときから3年以内に償却する。
- ②創立費は、会社設立のときから5年以内に償却する。
- ③株式支払費は、株式交付のときから3年以内に償却する。
- ④開発費は、支出のときから5年以内に償却する。

解説欄

STUDY

有形・無形固定資産と 総延資産の償却方法

今回は、「有形固定資産」「無形固定資産」「総延資産」について説明します。

有形固定資産とは、会社が長期間にわたって使用する資産のことです。建物、機械装置、工具器具備品、土地、建設仮勘定などがあります。建設仮勘定とは、建設途中の建物にかかる費用等を一時的に計上する科目のことといいます。完成して事業に使い始める時点で、建物など該当する科目に振り替えます。

有形固定資産は原則、時の経過に応じた価値の減少を減価償却費として計上します。完成して事業に使い始める時点では、建物など該当する科目に振り替えます。

無形固定資産とは、会社が長期にわたって使用する資産のことをいいます。資本的支出は、固定資産として貸付対照表に計上されます。一方、改修等をして現状維持の効果しかないものを「収益的支出」といいます。収益的支出は、修理費等の費用として損益計算書に計上されます。

例えば、部屋の壁を工事する場合、「隣室の音漏れ」がひどいので防音機能を強化する」なら資本的支出、「モノをぶつけて空いた穴をふさぐ」なら収益的支出となりません。

無形固定資産とは、会社が長期にわたって使用する、目に見えない機能を有するもので、その効果が長い間続くと期待できるため、資産として処理する費用のことといいます。定期の利益を正しく計算するため、固定資産と同様に一定の期間で償却して費用化します。

本来、費用であるものを会計上「資産」としているだけなので、財産価値はありません。価値がない資産があまりにも多いと、株主が不満を持つことがあります。

〈総延資産〉

総延資産とは、代金の支払いが終わっていて、すでにサービスも受けたもののうち、その効果が長い間続くと期待できるため、資産として処理する費用のことといいます。定期の利益を正しく計算するため、固定資産と同様に一定の期間で償却して費用化します。

い権利や財産をいい、特許権（発明した技術等を独占できる権利）、

地権（他人の土地を長い期間独

占できる権利）、電話加入権（固

定電話回線を利用する権利）、の

れん（買取等した会社の信用やブ

ラン）などがあります。